

平成25年度 第1回熊本市上下水道事業運営審議会議事録（要旨）

I 日 時 平成25年7月17日（水）午前10時から（約1時間程度）

II 場 所 上下水道局仮事務所（ヨネザワ県庁前ビル）3階会議室

III 出席委員 7名（50音順）

位寄和久、尾上達也、鹿子木 康、川野由紀子、嶋田純（会長・議長）、杉内昭夫、
本田有紀子

IV 事務局（市側）出席者

宮原上下水道事業管理者、池田次長、勝谷首席上下水道審議員兼経営企画課長、
橋本料金課長

V 傍聴者 1名

VI 次 第

1 開 会

2 諮問書交付

3 審 議

(1) 諮問事項に関する説明

(2) 審議会のスケジュール

(3) 一般家庭における水道水以外の水使用に関する下水道使用料の見直し(案)について

4 その他

5 閉 会

VII 議事録

2 諮問書交付

・宮原國臣上下水道事業管理者から、嶋田会長に諮問書を交付。

3 審議

・事務局により「(1)諮問事項に関する説明」及び「審議会のスケジュール」について説明。

(会 長) ただいまの説明及び資料に関して、質問等あればお願いします。

(委 員) 一般的な家庭の下水道使用料ほどの程度か。

(事務局) 水道水以外の水使用の場合の下水道使用料は、平成17年度に1700円に改定したが、それは当時の1人1日生活用水量(237ℓ)×世帯の平均人数(2.3人)で得られる量(約16m³)を市全体の平均の使用量とし、その量から下水道使用料を算出したものである。
なお、世帯人数等が異なるため一般的な世帯の平均の算出は難しい。

(委 員) 現在の生活用水量で計算するとどの程度か。

(事務局) 現在の1人1日生活用水量を230ℓとして計算すると、月額1615円となる。

(委 員) そういう意味においても、実態に合わせる必要がある。

(事務局) そのとおりである。また、現在の定額制では、世帯人数や使用実態などを反映することができない。

(委員) メーターが未設置の世帯はどのくらいあるのか。

(事務局) 温泉水を使用している約1000世帯にはメーターが設置されている。その他の世帯は、未設置であると推定される。

・事務局により「(3) 一般家庭における水道水以外の水使用に関する下水道使用料の見直し(案)について」について説明。

(会長) ただいまの説明及び資料に関して、質問等あればお願いします。

(委員) 各世帯の実態把握はどのような方法で行う予定か。

(事務局) メーターの設置状況については、職員が現地に出向き調査を行う。世帯人員や用途については、申告制による調査を行う。世帯人員等の変更については、随時変更申請の受付を行い、使用料に反映させる。

(委員) 見直し(案)での2人世帯の使用料はいくらになるのか。

(事務局) 月額1615円となり現状より少し安くなる。局の試算では、2人以下の世帯が半数以上あるため、結果として減収となるが、実態にあわせるのが大原則だと考えている。

(委員) 水道料金については、平成21年度に基本水量制を廃止されたことにより、節水効果が実感できるものとなっている。今回の見直し(案)が、そのような方向につながるのであれば賛同できる。

(委員) 現在の1人1日生活用水量は約230リットルとのことであるが、見直し(案)の1人世帯の認定水量の9m³との関係は。

(事務局) 見直し(案)における認定水量は、上下水道局で調査を行った水道水における世帯人数別の平均水量を根拠としており、1人1日生活用水量から算出したものではなく、より使用実態に近いと考えている。1人1人生活用水量は市の単純平均であり、世帯人数の特性等を反映しておらず、特に1人世帯等は、風呂や洗濯など少人数でも一定量必要な水量がある。

(委員) 見直し(案)では、値上げとなる世帯もある。

(事務局) 井戸水等のみ使用している世帯では、6割程度の世帯が安くなり、残りの4割程度が高くなると思われる。

(委員) アンケートでも値上げされたくない意見もある中、お金がかかる子育て世帯等にとっては値上げとなれば負担感がある。見直し(案)の方向性は正しいと思うが、そのような世帯へど

う説明を行うのか。

(事務局) 使用実態に応じた使用料への見直しであることについて、できるだけ丁寧に広報を行い、理解をいただきたいと考えている。認定水量の設定については、今後の使用実態に応じて定期的な見直しを行いたい。また、使用実態に応じた使用料とするためには、各戸にメーターを設置していただく必要があるが経済的な負担がある。

(委員) 節水の努力をすれば使用料が減ることが伝わればよい。

(委員) メーター設置には、どの程度の費用がかかるのか。

(事務局) 工事費のみが個人負担であり、約5万円から7万円程度である。

(委員) メーターをつければ節水効果が目に見えるが、初期投資が重い。

(委員) 井戸水等の利用者がメーターをつけると、使用量が目に見えるため、節水や地下水保全、下水道への負荷軽減等の効果が見込まれ、環境全体に対していい方向性となる。こういうことを市民に理解していただく必要がある。

(委員) 井戸水を使用している世帯は、水道料金等がかからないこともあり、水道の使用世帯に比べて、使用量が多い傾向にあると思われる。見直し(案)における認定水量は、水道水使用世帯の平均を使っているが、実際の使用量はより多くなるのではないか。

(事務局) 現状では、水道水の使用実態しかデータの把握ができない。今回提案している認定水量は、使用実態に応じ定期的に見直す予定である。

(委員) 環境のためにも、個人のためにもメーターを設置することはいいことだと思うので、例えば初期投資が何年で回収できるかなど、各家庭がメーターを設置しやすいようPRをしていただきたい。

(事務局) 具体的なデータを提示して、丁寧な説明を行っていく。

(会長) それでは、本日出ました意見・質問をもとに、事務局にて考え方の整理を行い、次回審議会までに資料等の作成をお願いします。

それでは、本日の審議会はこれで閉会する。